

令和4年監査公表第13号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年10月20日

半田市監査委員 竹内 功 治

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年8月22日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（識見監査委員分）〈その2〉について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市 ■ ■ 町 ■ 丁目 ■ ■ 番地の ■
■ ■ ■ ■

2 請求書の提出

令和4年8月22日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和4年8月22日付け、住民監査請求書（6枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、本件についての陳述を求めますが、現在の監査委員と同事務局職員は、不正・違法な監査を恒常的に行う癖があるため、現在所定の方法で罷免の申立てを半田市長等に提出中であり、現任の監査委員のもとで陳述するつもりはありません。

1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏

(市の不良監査委員と同事務局員を放任している。)

2. 請求の内容

令和4年6月16日付けの住民監査請求書(書証1.)は、半田市長と同副市長の失政(地域振興券交付政策)が原因して、半田市に対し695百万の損害を与えたことから、請求人が二人で損失額を半田市に弁償するよう求めたものです。この住民監査請求書の監査結果の報告書を現任監査委員(西川と竹内)と同事務局員(斎藤と佐藤)は、法に定める期限内に作成しなかった。これらの4人に支払う報酬あるいは給与・一時金の内、令和4年6月16日から本日までの分を支給せず、その支給額を市に収納せよ。(4人から取り返せ。仕事をしない者に、支給する必要はない。)

3. 請求の理由

市監査委員(西川と竹内)と同事務局職員(斎藤と佐藤)は、請求人が令和4年6月16日に提出していた「住民監査請求書(7枚)」と題する文書(書証1.)に対する監査結果報告を令和4年8月22日現在作成せず請求人にも通知していません。

このような市監査委員と同事務局職員による怠慢は、地方自治法242条5項の規定(監査委員の監査及び勧告は、住民監査請求があった日から60日以内に行わなければならない。)に反し違法です。この怠慢には、正当な理由はありません。

このような状況に至った経緯を以下に記述します。

(1). 住民監査請求書を提出

請求人は、令和4年6月16日に住民監査請求書(書証1.)を市監査委員事務局に提出しました。この請求書は、半田市長と同副市長が市議会に議案を提出して令和3年8月5日の1日の審議で強行採決により可決されました。この議案は、市民全員に対して一人当たり2万円の地域振興券を交付するという内容で総予算額25億6千万円で半田市にとって巨額の税支出であり、1日の審議で議案採決するものではありませんので多くの市議会議員が強く反発・抗議していました。

ところが、半田市は、半田市長以下の半田市役所が犯罪組織化されていて、この不良行政を半田市議会の最大会派の創造みらい半田(この会派に属する議員は、土着市民を中心とする道楽者です。)が支持(半田市長は、この会派のメンバーでした。)しています。

半田市全体が不良市役所体制と不良市議会議員によって犯罪組織化してしまっていて、多くの半田市民がこの不良状況に対して無関心・無反応なのです(市民が行政に無関心なのです。)

半田市民は、土着の方が多く、また市民自身が生活で精一杯で行政に関心を抱く余裕がない方が多いのでしょう。

いわゆる民主主義制度下における法治国家の本質を本当に理解できていない(公務員に従順・従属する体質)のです。

請求人は、市民中心の行政に改めるため、種々の対応中です。

(2). 市監査委員が住民監査請求書を5日後に受理した。

令和4年6月16日に請求人が提出した住民監査請求書(書証1.)を5日後の同21日に受理しました(書証2.)。

住民監査請求書（書証 1.）の形式審査を 5 日間もかける理由も必要性もありません。市監査委員の怠慢です。

(3) . 請求人が書証 1. の監査の状況を問い合わせする。

請求人は、市監査委員事務局に書証 1. の住民監査請求書の監査の状況を令和 4 年 8 月 3 日に文書で問い合わせました（書証 3.）。

これに対し、同事務局は請求人に請求のあった日（請求書受理日）から 60 日以内に監査及び勧告を行う旨の文書を送ってきました（書証 4.）。

同事務局作成のこの回答は、請求のあった日を請求書受理日であるとしています。ところが上記（2）. で記しているように請求書を提出してから受理するまで 5 日間かかっていて、問題があります。

(4) . 請求人が書証 1. の監査状況を再度問い合わせする。

請求人は、書証 1. に対する市監査委員による監査結果の通知が令和 4 年 8 月 19 日になってもこなかったため、同日市監査委員事務局に電話で、問題提起しました。すると同事務局は、6 日後の 8 月 25 日に書証 1. の監査結果を請求人に通知すると答えるのです。

(5) . 市監査委員は、請求人をそそのかそうとしていた。

書証 1. の住民監査請求書を請求人が市監査委員事務局に提出してから、その後の取扱いの経緯は、次の通りでした。

ア. 令和 4 年 6 月 16 日に請求人が同事務局に提出した。（書証 1.）

（この日が法に定める請求のあった日です。）

イ. 令和 4 年 6 月 21 日に市監査委員が請求書を受理する。（書証 2.）

（提出日から 5 日後であり、怠慢です。）

ウ. 令和 4 年 8 月 3 日に請求人が文書で同事務局に取扱い状況を問い合わせする。（書証 3.）

エ. 令和 4 年 8 月 8 日に同事務局が請求人に文書で請求のあった日は、請求書受理日であるとし、60 日以内に監査及び勧告を行う旨を伝えてきた。（書証 4.）

オ. 上記のア. ～エ. の経緯から、市監査委員は、監査結果の通知を請求人に次の日までに行う必要があります。

i. 請求のあった日から 60 日以内に通知する。

請求のあった日は、上記ア. の 6 月 16 日ですので 60 日以内の日は、令和 4 年 8 月 14 日までに通知する必要があります。

ii. 市事務局が主張する請求のあった日を請求書受理日とした場合であっても、令和 4 年 8 月 19 日までに通知しなければいけません。

カ. 前項（4）. に記述しているように、請求人が電話で問い合わせると、事務局は、令和 4 年 8 月 25 日に監査結果を請求人に通知すると伝えました（60 日以内ルール違反です。）。

市監査委員事務局は、法に定められた期限までに書証 1. に対する監査結果の報告を請求人に通知できない事実を 8 月 19 日以前に分かっているはずですが、請求人が問い合わせをしていなければ、違法（60 日以内ルール）に対応して、請求人をそそのかすつもりでいたのです。

(6) . 市監査委員と同事務局職員の職務は悪質です。

以上の(1) . ~ (5) . に記述しているように、書証1 . の住民監査請求書に対する市監査委員と同事務局職員による監査職務は悪質です。

このような者達に市から報酬及び給与・一時金を支給する必要は、ありません。

請求人は、本年8月25日作成予定の監査結果を受取るつもりはありません。(無効です。)

4. 半田市の住民監査請求制度の運用は不正・違法まみれです。

書証5 . (現在の代表監査委員の不正監査の状況(半田市の住民監査請求制度の不正運用の事実)) に、請求人の実体験を記述しています。

半田市の住民監査請求制度の運用は、不正・違法まみれです。

このような制度運用は、半田市役所の全体が犯罪組織化されている主要因になっています。

前項3 . の(1) . の項にも述べていますが、この不良体質が市役所のみならず、半田市全体に拡がりつつあります。

市長以下の市幹部職員と半田市議会最大会派(創造みらい半田) が不正に癒着してしまっています。

これに、市の顧問弁護士が加担するしまつで、半田市を早く改めなければいけません。

顧問弁護士 矢崎信也について、住民監査請求を早期に提出すべく、現在準備中です。

5. 提出する書証(次の5書証です。)

- ・書証1 . 令和4年6月16日付け、請求人作成、新任市監査委員あて、「住民監査請求書(7枚)」
- ・書証2 . 令和4年6月21日付け、市監査委員作成、請求人あて、「住民監査請求について(通知)」(書証1 . を受理した。)
- ・書証3 . 令和4年8月3日付け、請求人作成、市監査委員事務局あて、「問い合わせ(回答お願い)」
- ・書証4 . 令和4年8月8日付け、市監査委員事務局作成、請求人あて、「問い合わせについて(回答)」
- ・書証5 . 令和4年8月現在、請求人体験作成、「現在の代表監査委員の不正監査の状況」
(半田市の住民監査請求制度の不正運用の事実)

以上.

第2 監査の請求

令和4年8月22日に提出された住民監査請求書(6枚)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項及び第2項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同月26日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

第3 監査の実施

- 1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して、令和 4 年 9 月 2 日に証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を通知したが、請求人は、同月 8 月 29 日に同通知の受取を拒否した。

令和 4 年 9 月 2 日に、請求人が来庁せず、証拠の提出及び陳述の機会を放棄した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（6 枚）」の「請求の内容」欄は、「令和 4 年 6 月 16 日付けの住民監査請求書（書証 1.）は、半田市長と同副市長の失政（地域振興券交付政策）が原因して、半田市に対し 695 百万の損害を与えたことから、請求人が二人で損失額を半田市に弁償するよう求めたものです。この住民監査請求書の監査結果の報告書を現任監査委員（西川と竹内）と同事務局員（斎藤と佐藤）は、法に定める期限内に作成しなかった。これらの 4 人に支払う報酬あるいは給与・一時金の内、令和 4 年 6 月 16 日から本日までの分を支給せず、その支給額を市に収納せよ。（4 人から取り返せ。仕事をしない者に、支給する必要はない。）」と記載されている。

したがって、令和 4 年 6 月 16 日から同年 8 月 22 日までの半田市監査委員 2 名の内、識見を有する者のうちから選任される監査委員の委員報酬について、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

また、法第 199 条の 2 の規定に基づき、西川承識見監査委員は除斥とした。

3 関係書類の提出

監査対象部局である半田市監査委員事務局から提出された関係資料等の要旨は、次のとおりである。

(1) 監査委員に関すること

① 監査委員の選任は、法第 196 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 196 条〔選任及び兼務の禁止〕

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～3 ※省略

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。

5～6 ※省略

② 監査委員の設置及び定数は、法第 195 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 195 条〔監査委員の設置及び定数〕

普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市及び町村にあつては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

③ 監査委員の任期は、法第 197 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条〔任期〕

識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

- ④ 監査委員の罷免は、法第 197 条の 2 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条の 2〔罷免〕

普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

2 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

- ⑤ 監査委員の職務権限は、以下のとおり、法定主義により制限列举して、その範囲が定められている。

〔監査〕

- ・定例監査（法第 199 条第 4 項）
- ・随時監査（法第 199 条第 5 項）
- ・行政監査（法第 199 条第 2 項）
- ・補助金等財政的援助団体等の監査（法第 199 条第 7 項）
- ・公金の収納等に関する指定金融機関等の監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法（以下「公企法」という。）第 27 条の 2 第 1 項）
- ・一定数の連署に基づく選挙人の事務監査請求（法第 75 条）
- ・議会の要求監査（法第 98 条第 2 項）
- ・議会から送付を受けた請願の措置（法第 125 条）
- ・市長の要求監査（法第 199 条第 6 項）
- ・住民の請求による監査（法第 242 条）
- ・職員の賠償責任に関する監査等（法第 243 条の 2 第 3 項又は公企法第 34 条）

〔検査〕

- ・現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

〔審査〕

- ・決算審査（法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項）
- ・基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）
- ・健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項又は第 22 条第 1 項）

- ⑥ 監査委員の除斥は、法第 199 条の 2 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 199 条の 2〔監査執行上の排斥〕

監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

- ⑦ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、法第 199 条の 3 に基づき、以下のとおり、定め

られている。

法第 199 条の 3〔代表監査委員〕

監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の 1 人（監査委員の定数が 2 人以上の場合において、そのうち 1 人が議員のうちから選任される監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員）を代表監査委員としなければならない。

2～3 ※省略

4 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が 3 人以上の場合には代表監査委員の指定する監査委員が、2 人の場合には他の監査委員がその職務を代理する。

- ⑧ 令和 4 年 6 月 2 日から令和 4 年 8 月 22 日までの間に、「半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条（別表）に基づき、識見を有する者の中から選任された委員に対し、以下の委員報酬が支払われた若しくは支払われる。

・識見を有する者の中から選任された委員 月額 105,200 円

(2) 住民監査に係る業務等に関すること

- ① 請求書が提出された場合の対応は、法第 242 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 242 条〔住民監査請求〕

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 ※省略

5 第 1 項の規定による請求があった場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

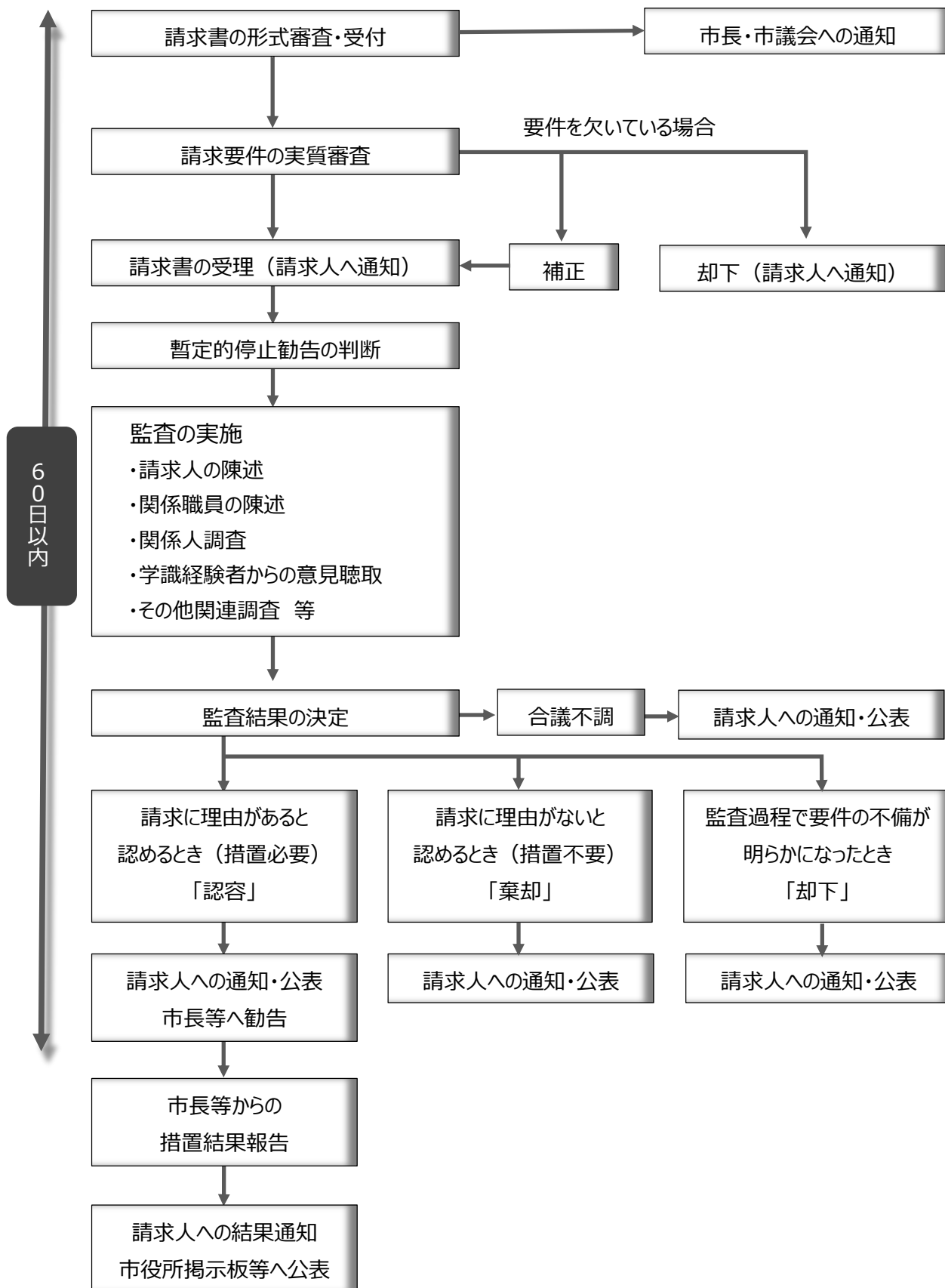
6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1 項の規定による請求があった日から 60 日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第 5 項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8～11 ※省略

なお、詳細については、以下の「住民請求の流れ（概要）」のとおりである。

住民監査請求の流れ（概要）



- ② 法第 242 条第 6 項に基づく、「請求があった日」の解釈は、正規の住民監査請求を提起された場合において、法第 258 条による法及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）に特別の定めがない場合は、法の規定に基づく意義の申立等について行政不服審査法（平成 26 年法律第 28 号）第 14 条第 4 項の規定を準用することとしている。しかし、住民監査請求については、法第 258 条の規定の適用はないとされており、原則、文書取扱規程等で定める收受印の押印等、正式な受理の手続きをした日となる。
- ③ 同項に基づく、「60 日以内」の起算日は、先述②の正式な受理の手続きをした日の翌日からとなる。
- ④ 令和 4 年 6 月 17 日付け住民監査請求書（7 枚）の監査結果については、同年 8 月 25 日に通知しており、先述③の 60 日を超えたことになる。従って、当該住民監査請求に対しては、「監査を行なわなかった」という状況であり、監査結果を取り下げた。

第 4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 監査委員の設置、選任及び任期等について

法第 195 条第 1 項の規定に基づき、普通地方公共団体に監査委員の設置が義務付けられ、法 195 条第 2 項の規定に基づき、都道府県及び政令で定める市以外のその他の市及び町村にあっては 2 人とするとされている。また、法第 196 条第 1 項の規定に基づき、選任に関することが定められ、法第 197 条の規定に基づき、選任された委員のうち、識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期によるとされている。

2 監査委員の罷免について

法第 197 条の 2 の規定により、監査委員が心身の故障があるため職務の執行に堪えないと認めるとき等は、議会の同意を得て、罷免することができることとされている。また、監査委員は、その意に反して罷免されることがないとされている。

3 監査委員の職務について

先述の「第 3 第 3 項（1）⑤」で記載のとおり、法、公企法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査、検査、審査の実施に関する範囲が定められており、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を執行することとなっている。

4 監査委員の報酬について

報酬は、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき支払われている。

5 法第 242 条第 6 項の解釈について

先述の「第 3 第 3 項（2）②」で記載のとおり、「請求のあった日」について、正規の住民監査請求を提起された場合には、原則、文書取扱規程等で定める收受印の押印等、正式な受理の手続きをした日となり、令和 4 年 6 月 21 日で誤りはない（書証 2. 参照）。

また、「60 日以内」の起算日については、正式な受理の手続きをした日の翌日からとなり、今回の場合、60 日目は同年 8 月 20 日となり、同月 25 日付けの監査結果は、60 日を超えたことにより、「監査を行なわなかった」という状況であり、監査結果を取り下げた。

第 5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 法第 242 条〔住民監査請求〕第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

この点、監査の対象となっている識見を有する監査委員は、住民監査請求において、監査委員として、公正不偏の態度を保持し、法第 242 条第 7 項に基づく証拠の提出及び陳述の機会を与え、執行機関からの監査資料の提出、同条第 8 項に基づく執行機関の陳述の聴取を実施し、入手した証拠に基づき意見等を形成している。そして、同条第 4 項による勧告、同条第 5 項による監査及び勧告並びに同条第 10 項による意見についての決定に関しては、同条第 11 項において、「監査委員の合議によるものとする。」と規定されているところ、これらの決定は、監査委員の合議（法第 199 条の 2 の規定に基づく、監査執行上の除外を適用している住民監査請求も含まれる。）により、判断されており、監査委員としての職務の執行に専念している。

しかし、令和 4 年 6 月 16 日付け住民監査請求書（7 枚）について、同条第 6 項に基づく、監査結果が 60 日を超えたことは事実であり、監査を行わず、監査結果を取り下げている。

- 2 半田市監査委員は、先述「第 3 第 3 項（1）⑤」で記載のとおり、監査のみならず、検査及び審査を実施する職務も担っている。そして、実施した監査・検査・審査及び打合せ等には、欠席することなく勤務している。

なお、監査委員としての職務を執行に当たり、法を遵守し、提出された住民監査請求を処理する役割も担っている。

また、「半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき、2 名の監査委員の内、識見を有する者の中から選任された委員には、月額 105,200 円が支払われており、かかる支給手続きは適正に行われている。

上記の理由から、識見を有する監査委員の委員報酬の支払いに関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

第 6 結果

本住民監査請求については、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

第 7 付言

本件住民監査請求に関して、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき、以下 1 点について、申し添える。

- 1 住民監査請求に係る監査結果の期間超過について

法 242 条第 6 項では、「前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1 項の規定による請求があった日から 60 日以内に行わなければならない。」と規定されている。本件の住民監査請求は、令和 4 年 6 月 21 日付けで正式に受理したにも関わらず、60 日以内に監査及び勧告がなされていない事実を確認した。原因は、本件請求書の受理日から、期間の算定誤りによるものであり、関係法令の認識が不十分であったと言わざるを得ない。その点については、深くお詫び申し上げます。

今回の事案を契機として、再度、職員一人一人が公務員としての原点に立ち返り、関係法令の遵守等、事務処理を適切に行うことを徹底する。

以上

令和4年監査公表第13号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年10月20日

半田市監査委員 西川 承

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年8月22日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（議会選出監査委員分）〈その2〉について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■■■

2 請求書の提出

令和4年8月22日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和4年8月22日付け、住民監査請求書（6枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、本件についての陳述を求めますが、現在の監査委員と同事務局職員は、不正・違法な監査を恒常的に行う癖があるため、現在所定の方法で罷免の申立てを半田市長等に提出中であり、現任の監査委員のもとで陳述するつもりはありません。

1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏

(市の不良監査委員と同事務局員を放任している。)

2. 請求の内容

令和4年6月16日付けの住民監査請求書(書証1.)は、半田市長と同副市長の失政(地域振興券交付政策)が原因して、半田市に対し695百万の損害を与えたことから、請求人が二人で損失額を半田市に弁償するよう求めたものです。この住民監査請求書の監査結果の報告書を現任監査委員(西川と竹内)と同事務局員(斎藤と佐藤)は、法に定める期限内に作成しなかった。これらの4人に支払う報酬あるいは給与・一時金の内、令和4年6月16日から本日までの分を支給せず、その支給額を市に収納せよ。(4人から取り返せ。仕事をしない者に、支給する必要はない。)

3. 請求の理由

市監査委員(西川と竹内)と同事務局職員(斎藤と佐藤)は、請求人が令和4年6月16日に提出していた「住民監査請求書(7枚)」と題する文書(書証1.)に対する監査結果報告を令和4年8月22日現在作成せず請求人にも通知していません。

このような市監査委員と同事務局職員による怠慢は、地方自治法242条5項の規定(監査委員の監査及び勧告は、住民監査請求があった日から60日以内に行わなければならない。)に反し違法です。この怠慢には、正当な理由はありません。

このような状況に至った経緯を以下に記述します。

(1). 住民監査請求書を提出

請求人は、令和4年6月16日に住民監査請求書(書証1.)を市監査委員事務局に提出しました。この請求書は、半田市長と同副市長が市議会に議案を提出して令和3年8月5日の1日の審議で強行採決により可決されました。この議案は、市民全員に対して一人当たり2万円の地域振興券を交付するという内容で総予算額25億6千万円で半田市にとって巨額の税支出であり、1日の審議で議案採決するものではありませんので多くの市議会議員が強く反発・抗議していました。

ところが、半田市は、半田市長以下の半田市役所が犯罪組織化されていて、この不良行政を半田市議会の最大会派の創造みらい半田(この会派に属する議員は、土着市民を中心とする道楽者です。)が支持(半田市長は、この会派のメンバーでした。)しています。

半田市全体が不良市役所体制と不良市議会議員によって犯罪組織化してしまっていて、多くの半田市民がこの不良状況に対して無関心・無反応なのです(市民が行政に無関心なのです。)

半田市民は、土着の方が多く、また市民自身が生活で精一杯で行政に関心を抱く余裕がない方が多いのでしょう。

いわゆる民主主義制度下における法治国家の本質を本当に理解できていない(公務員に従順・従属する体質)のです。

請求人は、市民中心の行政に改めるため、種々の対応中です。

(2). 市監査委員が住民監査請求書を5日後に受理した。

令和4年6月16日に請求人が提出した住民監査請求書(書証1.)を5日後の同21日に受理しました(書証2.)。

住民監査請求書（書証 1.）の形式審査を 5 日間もかける理由も必要性もありません。市監査委員の怠慢です。

(3) . 請求人が書証 1. の監査の状況を問い合わせする。

請求人は、市監査委員事務局に書証 1. の住民監査請求書の監査の状況を令和 4 年 8 月 3 日に文書で問い合わせました（書証 3.）。

これに対し、同事務局は請求人に請求のあった日（請求書受理日）から 60 日以内に監査及び勧告を行う旨の文書を送ってきました（書証 4.）。

同事務局作成のこの回答は、請求のあった日を請求書受理日であるとしています。ところが上記（2）. で記しているように請求書を提出してから受理するまで 5 日間かかっていて、問題があります。

(4) . 請求人が書証 1. の監査状況を再度問い合わせする。

請求人は、書証 1. に対する市監査委員による監査結果の通知が令和 4 年 8 月 19 日になってもこなかったため、同日市監査委員事務局に電話で、問題提起しました。すると同事務局は、6 日後の 8 月 25 日に書証 1. の監査結果を請求人に通知すると答えるのです。

(5) . 市監査委員は、請求人をそそのかそうとしていた。

書証 1. の住民監査請求書を請求人が市監査委員事務局に提出してから、その後の取扱いの経緯は、次の通りでした。

ア. 令和 4 年 6 月 16 日に請求人が同事務局に提出した。（書証 1.）

（この日が法に定める請求のあった日です。）

イ. 令和 4 年 6 月 21 日に市監査委員が請求書を受理する。（書証 2.）

（提出日から 5 日後であり、怠慢です。）

ウ. 令和 4 年 8 月 3 日に請求人が文書で同事務局に取扱い状況を問い合わせする。（書証 3.）

エ. 令和 4 年 8 月 8 日に同事務局が請求人に文書で請求のあった日は、請求書受理日であるとし、60 日以内に監査及び勧告を行う旨を伝えてきた。（書証 4.）

オ. 上記のア. ～エ. の経緯から、市監査委員は、監査結果の通知を請求人に次の日までに行う必要があります。

i. 請求のあった日から 60 日以内に通知する。

請求のあった日は、上記ア. の 6 月 16 日ですので 60 日以内の日は、令和 4 年 8 月 14 日までに通知する必要があります。

ii. 市事務局が主張する請求のあった日を請求書受理日とした場合であっても、令和 4 年 8 月 19 日までに通知しなければいけません。

カ. 前項（4）. に記述しているように、請求人が電話で問い合わせると、事務局は、令和 4 年 8 月 25 日に監査結果を請求人に通知すると伝えました（60 日以内ルール違反です。）。

市監査委員事務局は、法に定められた期限までに書証 1. に対する監査結果の報告を請求人に通知できない事実を 8 月 19 日以前に分かっているはずですが、請求人が問い合わせをしていなければ、違法（60 日以内ルール）に対応して、請求人をそそのかすつもりでいたのです。

(6) . 市監査委員と同事務局職員の職務は悪質です。

以上の(1) . ~ (5) . に記述しているように、書証1 . の住民監査請求書に対する市監査委員と同事務局職員による監査職務は悪質です。

このような者達に市から報酬及び給与・一時金を支給する必要は、ありません。

請求人は、本年8月25日作成予定の監査結果を受取るつもりはありません。(無効です。)

4. 半田市の住民監査請求制度の運用は不正・違法まみれです。

書証5 . (現在の代表監査委員の不正監査の状況(半田市の住民監査請求制度の不正運用の事実)) に、請求人の実体験を記述しています。

半田市の住民監査請求制度の運用は、不正・違法まみれです。

このような制度運用は、半田市役所の全体が犯罪組織化されている主要因になっています。

前項3 . の(1) . の項にも述べていますが、この不良体質が市役所のみならず、半田市全体に拡がりつつあります。

市長以下の市幹部職員と半田市議会最大会派(創造みらい半田) が不正に癒着してしまっています。

これに、市の顧問弁護士が加担するしまつで、半田市を早く改めなければいけません。

顧問弁護士 矢崎信也について、住民監査請求を早期に提出すべく、現在準備中です。

5. 提出する書証(次の5書証です。)

- ・書証1 . 令和4年6月16日付け、請求人作成、新任市監査委員あて、「住民監査請求書(7枚)」
- ・書証2 . 令和4年6月21日付け、市監査委員作成、請求人あて、「住民監査請求について(通知)」(書証1 . を受理した。)
- ・書証3 . 令和4年8月3日付け、請求人作成、市監査委員事務局あて、「問い合わせ(回答お願い)」
- ・書証4 . 令和4年8月8日付け、市監査委員事務局作成、請求人あて、「問い合わせについて(回答)」
- ・書証5 . 令和4年8月現在、請求人体験作成、「現在の代表監査委員の不正監査の状況」
(半田市の住民監査請求制度の不正運用の事実)

以上.

第2 監査の請求

令和4年8月22日に提出された住民監査請求書(6枚)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項及び第2項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同月26日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

第3 監査の実施

- 1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して、令和 4 年 9 月 2 日に証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を通知したが、請求人は、同月 8 月 29 日に同通知の受取を拒否した。

令和 4 年 9 月 2 日に、請求人が来庁せず、証拠の提出及び陳述の機会を放棄した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（6 枚）」の「請求の内容」欄は、「令和 4 年 6 月 16 日付けの住民監査請求書（書証 1.）は、半田市長と同副市長の失政（地域振興券交付政策）が原因して、半田市に対し 695 百万の損害を与えたことから、請求人が二人で損失額を半田市に弁償するよう求めたものです。この住民監査請求書の監査結果の報告書を現任監査委員（西川と竹内）と同事務局員（斎藤と佐藤）は、法に定める期限内に作成しなかった。これらの 4 人に支払う報酬あるいは給与・一時金の内、令和 4 年 6 月 16 日から本日までの分を支給せず、その支給額を市に収納せよ。（4 人から取り返せ。仕事をしない者に、支給する必要はない。）」と記載されている。

したがって、令和 4 年 6 月 16 日から同年 8 月 22 日までの半田市監査委員 2 名の内、議会の議員の中から選任される監査委員の委員報酬について、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

また、法第 199 条の 2 の規定に基づき、竹内功治議会選出監査委員は除斥とした。

3 関係書類の提出

監査対象部局である半田市監査委員事務局から提出された関係資料等の要旨は、次のとおりである。

(1) 監査委員に関すること

① 監査委員の選任は、法第 196 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 196 条〔選任及び兼務の禁止〕

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～3 ※省略

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。

5～6 ※省略

② 監査委員の設置及び定数は、法第 195 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 195 条〔監査委員の設置及び定数〕

普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市及び町村にあつては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

③ 監査委員の任期は、法第 197 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条〔任期〕

識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

- ④ 監査委員の罷免は、法第 197 条の 2 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条の 2〔罷免〕

普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

2 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

- ⑤ 監査委員の職務権限は、以下のとおり、法定主義により制限列举して、その範囲が定められている。

〔監査〕

- ・定例監査（法第 199 条第 4 項）
- ・随時監査（法第 199 条第 5 項）
- ・行政監査（法第 199 条第 2 項）
- ・補助金等財政的援助団体等の監査（法第 199 条第 7 項）
- ・公金の収納等に関する指定金融機関等の監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法（以下「公企法」という。）第 27 条の 2 第 1 項）
- ・一定数の連署に基づく選挙人の事務監査請求（法第 75 条）
- ・議会の要求監査（法第 98 条第 2 項）
- ・議会から送付を受けた請願の措置（法第 125 条）
- ・市長の要求監査（法第 199 条第 6 項）
- ・住民の請求による監査（法第 242 条）
- ・職員の賠償責任に関する監査等（法第 243 条の 2 第 3 項又は公企法第 34 条）

〔検査〕

- ・現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

〔審査〕

- ・決算審査（法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項）
- ・基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）
- ・健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項又は第 22 条第 1 項）

- ⑥ 監査委員の除斥は、法第 199 条の 2 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 199 条の 2〔監査執行上の排斥〕

監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

- ⑦ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、法第 199 条の 3 に基づき、以下のとおり、定め

られている。

法第 199 条の 3〔代表監査委員〕

監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の 1 人（監査委員の定数が 2 人以上の場合において、そのうち 1 人が議員のうちから選任される監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員）を代表監査委員としなければならない。

2～3 ※省略

4 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が 3 人以上の場合には代表監査委員の指定する監査委員が、2 人の場合には他の監査委員がその職務を代理する。

- ⑧ 令和 4 年 6 月 2 日から令和 4 年 8 月 22 日までの間に、「半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条（別表）に基づき、議会の議員の中から選任された委員に対し、以下の委員報酬が支払われた若しくは支払われる。

・議会の議員の中から選任された委員 月額 34,200 円

(2) 住民監査に係る業務等に関すること

- ① 請求書が提出された場合の対応は、法第 242 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 242 条〔住民監査請求〕

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 ※省略

5 第 1 項の規定による請求があった場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

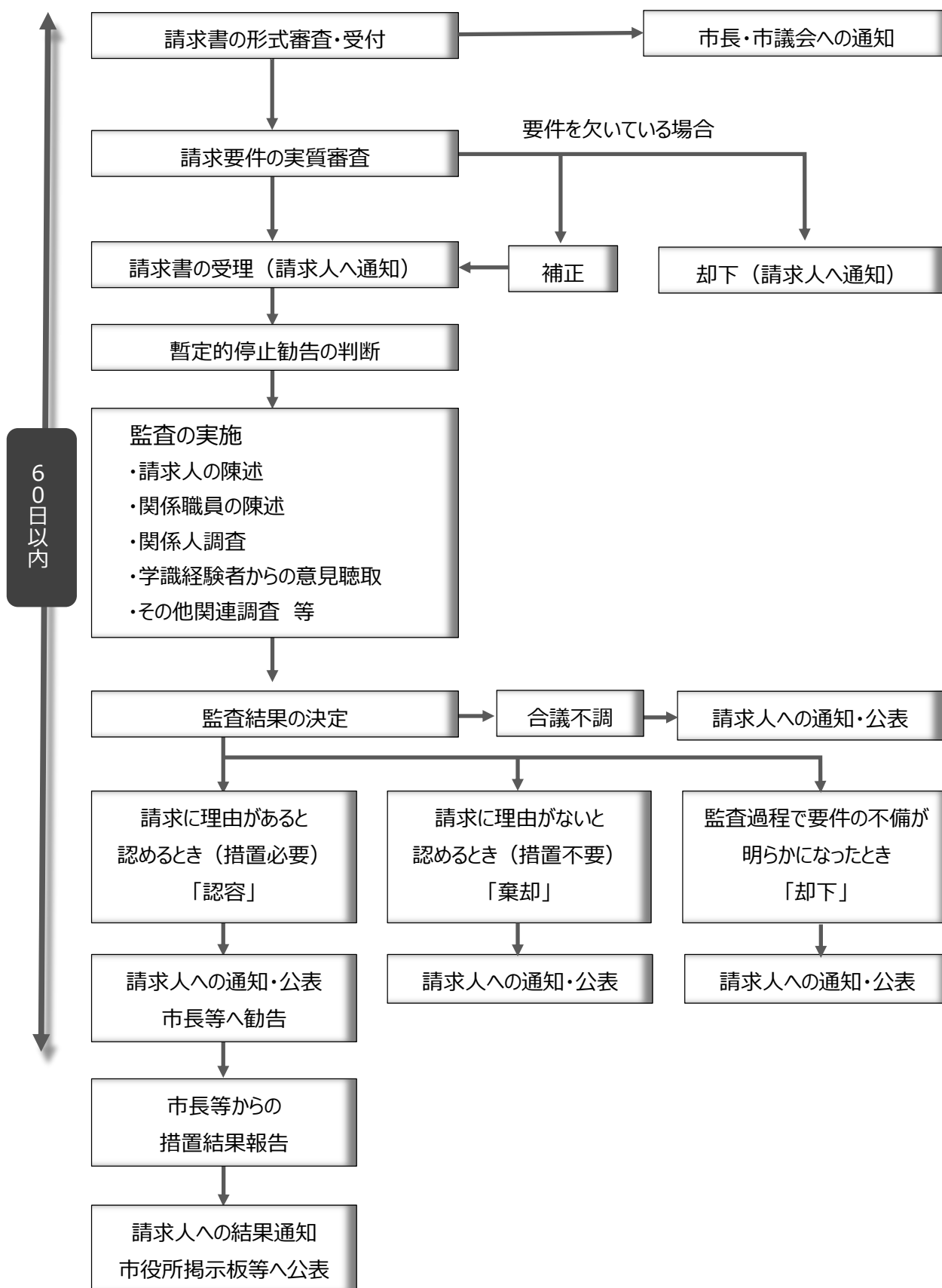
6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1 項の規定による請求があった日から 60 日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第 5 項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8～11 ※省略

なお、詳細については、以下の「住民請求の流れ（概要）」のとおりである。

住民監査請求の流れ（概要）



- ② 法第 242 条第 6 項に基づく、「請求があった日」の解釈は、正規の住民監査請求を提起された場合において、法第 258 条による法及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）に特別の定めがない場合は、法の規定に基づく意義の申立等について行政不服審査法（平成 26 年法律第 28 号）第 14 条第 4 項の規定を準用することとしている。しかし、住民監査請求については、法第 258 条の規定の適用はないとされており、原則、文書取扱規程等で定める收受印の押印等、正式な受理の手続きをした日となる。
- ③ 同項に基づく、「60 日以内」の起算日は、先述②の正式な受理の手続きをした日の翌日からとなる。
- ④ 令和 4 年 6 月 17 日付け住民監査請求書（7 枚）の監査結果については、同年 8 月 25 日に通知しており、先述③の 60 日を超えたことになる。従って、当該住民監査請求に対しては、「監査を行なわなかった」という状況であり、監査結果を取り下げた。

第 4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 監査委員の設置、選任及び任期等について

法第 195 条第 1 項の規定に基づき、普通地方公共団体に監査委員の設置が義務付けられ、法 195 条第 2 項の規定に基づき、都道府県及び政令で定める市以外のその他の市及び町村にあっては 2 人とするとされている。また、法第 196 条第 1 項の規定に基づき、選任に関することが定められ、法第 197 条の規定に基づき、選任された委員のうち、識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期によるとされている。

2 監査委員の罷免について

法第 197 条の 2 の規定により、監査委員が心身の故障があるため職務の執行に堪えないと認めるとき等は、議会の同意を得て、罷免することができることとされている。また、監査委員は、その意に反して罷免されることがないこととされている。

3 監査委員の職務について

先述の「第 3 第 3 項（1）⑤」で記載のとおり、法、公企法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査、検査、審査の実施に関する範囲が定められており、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を執行することとなっている。

4 監査委員の報酬について

報酬は、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき支払われている。

5 法第 242 条第 6 項の解釈について

先述の「第 3 第 3 項（2）②」で記載のとおり、「請求のあった日」について、正規の住民監査請求を提起された場合には、原則、文書取扱規程等で定める收受印の押印等、正式な受理の手続きをした日となり、令和 4 年 6 月 21 日で誤りはない（書証 2. 参照）。

また、「60 日以内」の起算日については、正式な受理の手続きをした日の翌日からとなり、今回の場合、60 日目は同年 8 月 20 日となり、同月 25 日付けの監査結果は、60 日を超えたことにより、「監査を行なわなかった」という状況であり、監査結果を取り下げた。

第 5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 法第 242 条〔住民監査請求〕第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

この点、監査の対象となっている議会の議員の中から選任された監査委員は、住民監査請求において、監査委員として、公正不偏の態度を保持し、法第 242 条第 7 項に基づく証拠の提出及び陳述の機会を与え、執行機関からの監査資料の提出、同条第 8 項に基づく執行機関の陳述の聴取を実施し、入手した証拠に基づき意見等を形成している。そして、同条第 4 項による勧告、同条第 5 項による監査及び勧告並びに同条第 10 項による意見についての決定に関しては、同条第 11 項において、「監査委員の合議によるものとする。」と規定されているところ、これらの決定は、監査委員の合議（法第 199 条の 2 の規定に基づく、監査執行上の除斥を適用している住民監査請求も含まれる。）により、判断されており、監査委員としての職務の執行に専念している。

しかし、令和 4 年 6 月 16 日付け住民監査請求書（7 枚）について、同条第 6 項に基づく、監査結果が 60 日を超えたことは事実であり、監査を行わず、監査結果を取り下げている。

- 2 半田市監査委員は、先述「第 3 第 3 項（1）⑤」で記載のとおり、監査のみならず、検査及び審査を実施する職務も担っている。そして、実施した監査・検査・審査及び打合せ等には、欠席することなく勤務している。

なお、監査委員としての職務を執行に当たり、法を遵守し、提出された住民監査請求を処理する役割も担っている。

また、「半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき、2 名の監査委員の内、議会の議員の中から選任された委員には、月額 34,200 円が支払われており、かかる支給手続きは適正に行われている。

上記の理由から、識見を有する監査委員の委員報酬の支払いに関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

第 6 結果

本住民監査請求については、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

第 7 付言

本件住民監査請求に関して、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき、以下 1 点について、申し添える。

- 1 住民監査請求に係る監査結果の期間超過について

法 242 条第 6 項では、「前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1 項の規定による請求があった日から 60 日以内に行わなければならない。」と規定されている。本件の住民監査請求は、令和 4 年 6 月 21 日付けで正式に受理したにも関わらず、60 日以内に監査及び勧告がなされていない事実を確認した。原因は、本件請求書の受理日から、期間の算定誤りによるものであり、関係法令の遵認識が不十分であったと言わざるを得ない。その点については、深くお詫び申し上げます。

今回の事案を契機として、再度、職員一人一人が公務員としての原点に立ち返り、関係法令の遵守等、事務処理を適切に行うことを徹底する。

以上

令和4年監査公表第13号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年10月20日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 竹内 功治

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年8月22日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（監査委員事務局職員分）〈その2〉について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■■■

2 請求書の提出

令和4年8月22日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和4年8月22日付け、住民監査請求書（6枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、本件についての陳述を求めますが、現在の監査委員と同事務局職員は、不正・違法な監査を恒常的に行う癖があるため、現在所定の方法で罷免の申立てを半田市長等に提出中であり、現在の監査委員のもとで陳述するつもりはありません。

1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏

(市の不良監査委員と同事務局員を放任している。)

2. 請求の内容

令和4年6月16日付けの住民監査請求書(書証1.)は、半田市長と同副市長の失政(地域振興券交付政策)が原因して、半田市に対し695百万の損害を与えたことから、請求人が二人で損失額を半田市に弁償するよう求めたものです。この住民監査請求書の監査結果の報告書を現任監査委員(西川と竹内)と同事務局員(斎藤と佐藤)は、法に定める期限内に作成しなかった。これらの4人に支払う報酬あるいは給与・一時金の内、令和4年6月16日から本日までの分を支給せず、その支給額を市に収納せよ。(4人から取り返せ。仕事をしない者に、支給する必要はない。)

3. 請求の理由

市監査委員(西川と竹内)と同事務局職員(斎藤と佐藤)は、請求人が令和4年6月16日に提出していた「住民監査請求書(7枚)」と題する文書(書証1.)に対する監査結果報告を令和4年8月22日現在作成せず請求人にも通知していません。

このような市監査委員と同事務局職員による怠慢は、地方自治法242条5項の規定(監査委員の監査及び勧告は、住民監査請求があった日から60日以内に行わなければならない。)に反し違法です。この怠慢には、正当な理由はありません。

このような状況に至った経緯を以下に記述します。

(1). 住民監査請求書を提出

請求人は、令和4年6月16日に住民監査請求書(書証1.)を市監査委員事務局に提出しました。この請求書は、半田市長と同副市長が市議会に議案を提出して令和3年8月5日の1日の審議で強行採決により可決されました。この議案は、市民全員に対して一人当たり2万円の地域振興券を交付するという内容で総予算額25億6千万円で半田市にとって巨額の税支出であり、1日の審議で議案採決するものではありませんので多くの市議会議員が強く反発・抗議していました。

ところが、半田市は、半田市長以下の半田市役所が犯罪組織化されていて、この不良行政を半田市議会の最大会派の創造みらい半田(この会派に属する議員は、土着市民を中心とする道楽者です。)が支持(半田市長は、この会派のメンバーでした。)しています。

半田市全体が不良市役所体制と不良市議会議員によって犯罪組織化してしまっていて、多くの半田市民がこの不良状況に対して無関心・無反応なのです(市民が行政に無関心なのです。)

半田市民は、土着の方が多く、また市民自身が生活で精一杯で行政に関心を抱く余裕がない方が多いでしょう。

いわゆる民主主義制度下における法治国家の本質を本当に理解できていない(公務員に従順・従属する体質)のです。

請求人は、市民中心の行政に改めるため、種々の対応中です。

- (2) . 市監査委員が住民監査請求書を5日後に受理した。
令和4年6月16日に請求人が提出した住民監査請求書(書証1.)を5日後の同21日に受理しました(書証2.)。
住民監査請求書(書証1.)の形式審査を5日間もかける理由も必要性もありません。市監査委員の怠慢です。
- (3) . 請求人が書証1.の監査の状況を問い合わせる。
請求人は、市監査委員事務局に書証1.の住民監査請求書の監査の状況を令和4年8月3日に文書で問い合わせました(書証3.)。
これに対し、同事務局は請求人に請求のあった日(請求書受理日)から60日以内に監査及び勧告を行う旨の文書を送ってきました(書証4.)。
同事務局作成のこの回答は、請求のあった日を請求書受理日であるとしています。ところが上記(2).で記しているように請求書を提出してから受理するまで5日間かかっていて、問題があります。
- (4) . 請求人が書証1.の監査状況を再度問い合わせる。
請求人は、書証1.に対する市監査委員による監査結果の通知が令和4年8月19日になってもこなかったため、同日市監査委員事務局に電話で、問題提起しました。すると同事務局は、6日後の8月25日に書証1.の監査結果を請求人に通知すると答えるのです。
- (5) . 市監査委員は、請求人をそそのかそうとしていた。
書証1.の住民監査請求書を請求人が市監査委員事務局に提出してから、その後の取扱いの経緯は、次の通りでした。
- ア. 令和4年6月16日に請求人が同事務局に提出した。(書証1.)
(この日が法に定める請求のあった日です。)
 - イ. 令和4年6月21日に市監査委員が請求書を受理する。(書証2.)
(提出日から5日後であり、怠慢です。)
 - ウ. 令和4年8月3日に請求人が文書で同事務局に取扱い状況を問い合わせる。(書証3.)
 - エ. 令和4年8月8日に同事務局が請求人に文書で請求のあった日は、請求書受理日であるとし、60日以内に監査及び勧告を行う旨を伝えてきた。(書証4.)
 - オ. 上記のア.～エ.の経緯から、市監査委員は、監査結果の通知を請求人に次の日までに行う必要があります。
 - i. 請求のあった日から60日以内に通知する。
請求のあった日は、上記ア.の6月16日ですので60日以内の日は、令和4年8月14日までに通知する必要があります。
 - ii. 市事務局が主張する請求のあった日を請求書受理日とした場合であっても、令和4年8月19日までに通知しなければいけません。
 - カ. 前項(4).に記述しているように、請求人が電話で問い合わせると、事務局は、令和4年8月25日に監査結果を請求人に通知すると伝えました(60日以内ルール違反です。)
市監査委員事務局は、法に定められた期限までに書証1.に対する監査結果の報告を

請求人に通知できない事実を8月19日以前に分かっているはずですが、請求人が問い合わせをしていなければ、違法（60日以内ルール）に対応して、請求人をそそのかすつもりでいたのです。

(6) . 市監査委員と同事務局職員の職務は悪質です。

以上の(1) . ~ (5) . に記述しているように、書証1 . の住民監査請求書に対する市監査委員と同事務局職員による監査職務は悪質です。

このような者達に市から報酬及び給与・一時金を支給する必要は、ありません。

請求人は、本年8月25日作成予定の監査結果を受取るつもりはありません。(無効です。)

4 . 半田市の住民監査請求制度の運用は不正・違法まみれです。

書証5 . (現在の代表監査委員の不正監査の状況(半田市の住民監査請求制度の不正運用の事実)) に、請求人の実体験を記述しています。

半田市の住民監査請求制度の運用は、不正・違法まみれです。

このような制度運用は、半田市役所の全体が犯罪組織化されている主要因になっています。

前項3 . の(1) . の項にも述べていますが、この不良体質が市役所のみならず、半田市全体に拡がりつつあります。

市長以下の市幹部職員と半田市議会最大会派(創造みらい半田) が不正に癒着してしまっています。

これに、市の顧問弁護士が加担するしまつで、半田市を早く改めなければいけません。

顧問弁護士 矢崎信也について、住民監査請求を早期に提出すべく、現在準備中です。

5 . 提出する書証(次の5書証です。)

- ・書証1 . 令和4年6月16日付け、請求人作成、新任市監査委員あて、「住民監査請求書(7枚)」
- ・書証2 . 令和4年6月21日付け、市監査委員作成、請求人あて、「住民監査請求について(通知)」(書証1 . を受理した。)
- ・書証3 . 令和4年8月3日付け、請求人作成、市監査委員事務局あて、「問い合わせ(回答お願い)」
- ・書証4 . 令和4年8月8日付け、市監査委員事務局作成、請求人あて、「問い合わせについて(回答)」
- ・書証5 . 令和4年8月現在、請求人体験作成、「現在の代表監査委員の不正監査の状況」(半田市の住民監査請求制度の不正運用の事実)

以上。

第2 監査の請求

令和4年8月22日に提出された住民監査請求書(6枚)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項及び第2項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同月26日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して、令和 4 年 9 月 2 日に証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を通知したが、請求人は、同月 8 月 29 日に同通知の受取を拒否した。

令和 4 年 9 月 2 日に、請求人が来庁せず、証拠の提出及び陳述の機会を放棄した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（6 枚）」の「請求の内容」欄は、「令和 4 年 6 月 16 日付けの住民監査請求書（書証 1.）は、半田市長と同副市長の失政（地域振興券交付政策）が原因して、半田市に対し 695 百万の損害を与えたことから、請求人が二人で損失額を半田市に弁償するよう求めたものです。この住民監査請求書の監査結果の報告書を現任監査委員（西川と竹内）と同事務局員（斎藤と佐藤）は、法に定める期限内に作成しなかった。これらの 4 人に支払う報酬あるいは給与・一時金の内、令和 4 年 6 月 16 日から本日までの分を支給せず、その支給額を市に収納せよ。（4 人から取り返せ。仕事をしない者に、支給する必要はない。）」と記載されている。

したがって、令和 4 年 6 月 16 日から同年 8 月 22 日までの半田市監査委員事務局職員（2 名）の給与・一時金について、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

3 関係書類の提出

監査対象部局である半田市監査委員事務局から提出された関係資料等の要旨は、次のとおりである。

(1) 監査委員事務局の職員に関すること

- ① 監査委員事務局の設置は、法第 200 条第 2 項に基づき、半田市監査委員に関する条例（平成 3 年 6 月 27 日条例第 35 号。以下「条例」という。）が定められ、条例第 2 条に基づき、事務局を設置している。

法第 200 条〔事務局の設置〕

都道府県の監査委員に事務局を置く。

2 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

3～7 ※省略

監査委員事務局の職員は、条例に基づき、半田市監査委員事務局規程（昭和 63 年 3 月 30 日監査委員規程第 1 号。以下「規程」という。）が定められ、規程第 2 条に基づき、事務局に局長及び書記を置いている。

- ② 事務局職員の職務は、規程第 3 条に基づき、以下のとおり、定められている。

規程第 3 条〔職務〕

局長は、監査委員の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記は、上司の命を受け、事務を処理する。

3 局長に事故あるときは、上席職員がその職務を代理する。

- ③ 事務局職員の事務は、規程第 4 条に基づき、以下のとおり、定められている。

規程第4条〔事務分掌〕

事務分掌は、次のとおりとする。

- 一 監査委員に関すること。
- 二 予算、決算等財務に関すること。
- 三 文書の收受、発送及び公印の管守に関すること。
- 四 監査資料の収集及び整備に関すること。
- 五 事務事業の監査、決算の審査及び出納検査に関すること。

- ④ 令和4年6月2日から令和4年8月22日までの間、事務局職員（2名）の勤務状況は、半田市職員服務規程（昭和43年6月14日庁達第5号）第3条第3項に基づく、無断欠勤の該当者はいない。

（3）住民監査に係る業務等に関すること

- ① 請求書が提出された場合の対応は、法第242条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第242条〔住民監査請求〕

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 ※省略

5 第1項の規定による請求があった場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

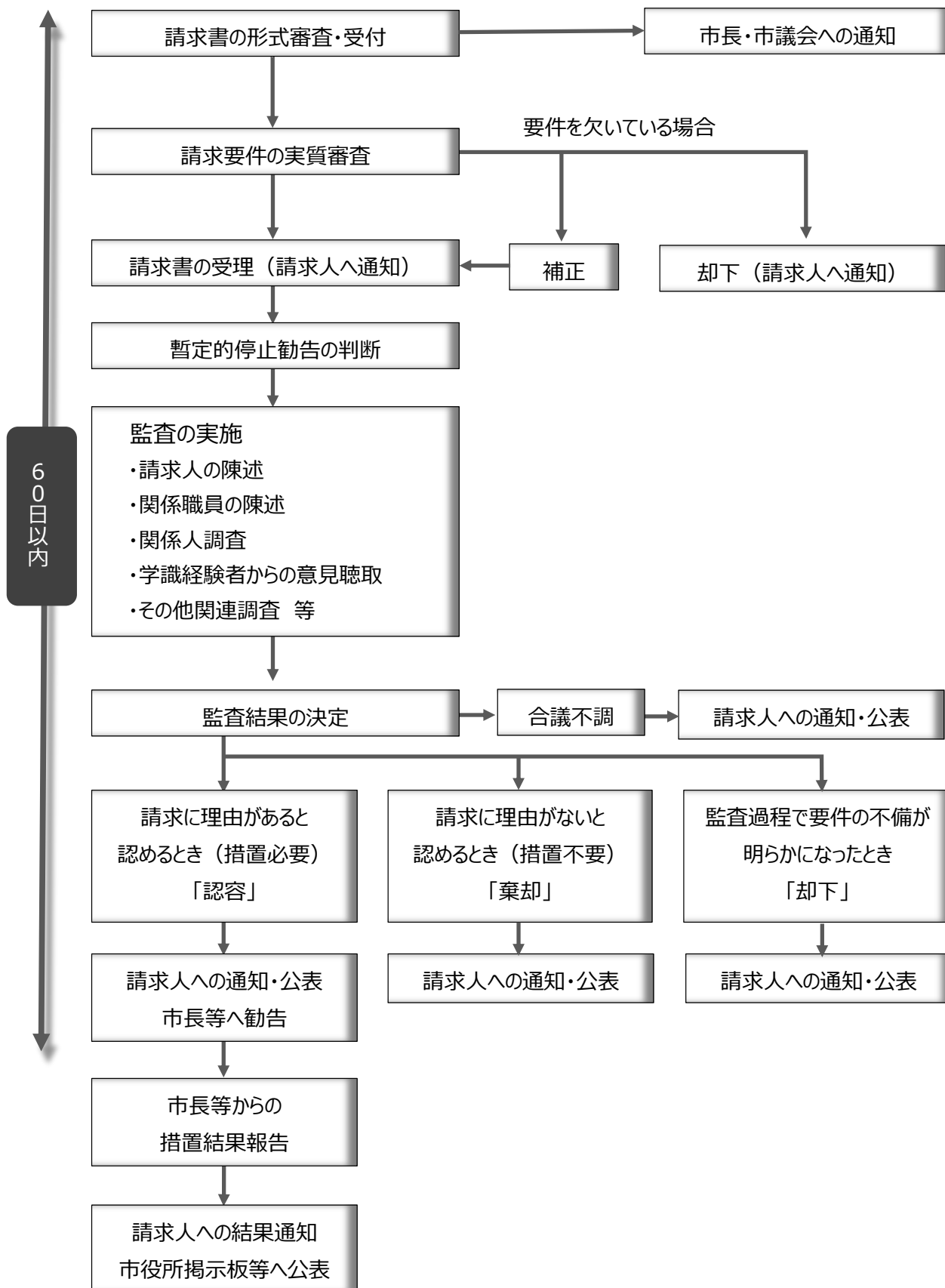
6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第1項の規定による請求があった日から60日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第5項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8～11 ※省略

なお、詳細については、以下の「住民請求の流れ（概要）」のとおりである。

住民監査請求の流れ（概要）



- ② 法第 242 条第 6 項に基づく、「請求があった日」の解釈は、正規の住民監査請求を提起された場合において、法第 258 条による法及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）に特別の定めがない場合は、法の規定に基づく意義の申立等について行政不服審査法（平成 26 年法律第 28 号）第 14 条第 4 項の規定を準用することとしている。しかし、住民監査請求については、法第 258 条の規定の適用はないとされており、原則、文書取扱規程等で定める收受印の押印等、正式な受理の手続きをした日となる。
- ③ 同項に基づく、「60 日以内」の起算日は、先述②の正式な受理の手続きをした日の翌日からとなる。
- ④ 令和 4 年 6 月 17 日付け住民監査請求書（7 枚）の監査結果については、同年 8 月 25 日に通知しており、先述③の 60 日を超えたことになる。従って、当該住民監査請求に対しては、「監査を行なわなかった」という状況であり、監査結果を取り下げた。

第 4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 住民監査請求の事務について

法第 200 条第 2 項に基づき、条例が定められ、条例第 2 条に基づき、事務局を設置している。監査委員事務局の職員については、規程が定められ、規程第 2 条に基づき、事務局に局長及び書記が置かれている。また、事務局職員は、規程第 3 条に基づき、監査委員又は上司の命を受け、監査（住民監査請求）に関する事務も担っている。

2 監査委員事務局職員の勤務状況等について

監査委員事務局職員（2 名）は、「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）」第 27 条第 3 項に基づく懲戒免職を受けておらず、正当な理由もなく勤務を欠いた事実もない。全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、公正な職務の執行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しており、勤務状況に全く問題はない。

3 法第 242 条第 6 項の解釈について

先述の「第 3 第 3 項（2）②」で記載のとおり、「請求のあった日」について、正規の住民監査請求を提起された場合には、原則、文書取扱規程等で定める收受印の押印等、正式な受理の手続きをした日となり、令和 4 年 6 月 21 日で誤りはない（書証 2. 参照）。

また、「60 日以内」の起算日については、正式な受理の手続きをした日の翌日からとなり、今回の場合、60 日目は同年 8 月 20 日となり、同月 25 日付けの監査結果は、60 日を超えたことにより、「監査を行なわなかった」という状況であり、監査結果を取り下げた。

第 5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 法第 242 条〔住民監査請求〕第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監

査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

この点、監査の対象となっている監査委員事務局の職員（2名）は、監査委員及び上司の命を受け、適切に事務を処理している。

しかし、令和4年6月16日付け住民監査請求書（7枚）について、同条第6項に基づく、監査結果が60日を超えたことは事実であり、監査を行わず、監査結果を取り下げている。

- 2 監査委員事務局職員（2名）は、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第27条第3項に基づく、懲戒処分を受けておらず、正当な理由なく勤務を欠いていない。なお、規程第4条に基づく、事務に対して、公正な職務の遂行に当たり、全力を挙げてこれに専念している。

「半田市職員の給与に関する条例（昭和29年3月30日条例第12号）」第4条第3項では、「任命権者が前項に規定する基準に従い決定し、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。」と規定されている。懲戒処分を受けておらず、正当な理由なく勤務を欠いていない職員に対して、「半田市職員の給与に関する条例」に基づく、給与等を支給することは、前述のとおり、当然のことである。給与等は、「半田市職員の給与に関する条例」及び「半田市会計管理者事務決裁規程（平成20年3月28日訓令第5号）」に基づき、適正に手続きが行われている。

上記の理由から、監査委員事務局職員の給与等の支払いに関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

第6 結果

本住民監査請求については、法第242条第11項の規定に基づき、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

第7 付言

本件住民監査請求に関して、地方自治法第199条第10項に基づき、以下1点について、申し添える。

- 1 住民監査請求に係る監査結果の期間超過について

法242条第6項では、「前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第1項の規定による請求があった日から60日以内に行わなければならない。」と規定されている。本件の住民監査請求は、令和4年6月21日付けで正式に受理したにも関わらず、60日以内に監査及び勧告がなされていない事実を確認した。原因は、本件請求書の受理日から、期間の算定誤りによるものであり、関係法令の認識が不十分であったと言わざるを得ない。その点については、深くお詫び申し上げる。

今回の事案を契機として、再度、職員一人一人が公務員としての原点に立ち返り、関係法令の遵守等、事務処理を適切に行っていただくよう要望する。

以上